

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### (開催要領)

- 1 日時 令和元年11月25日（月）14:00～14:21
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授
- 委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <関係省庁>

- 庄司 裕宇 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長  
佐藤 一昭 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課課長補佐  
渡邊 大伸 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課企画官

#### <事務局>

- 森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長  
蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

### (議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 農家レストランの特例の全国展開について
  - 3 閉会
- 

○蓮井参事官 お待たせいたしました。

国家戦略特区ワーキンググループヒアリングをただ今より開催したいと思います。

本日は2コマございますけれども、最初は農林水産省にお越しいただきました。「農家レストランの特例の全国展開について」でございます。

本日は、農林水産省から資料を御提出いただいております。こちらの資料も含め、本日の議事内容も公開にしても構わないということで御指摘いただいているが、それでよろしくございましょうか。

○庄司課長 はい。結構です。

○蓮井参事官 では、そういうことでございますので、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいましてありがとうございます。

それでは、早速、今後の全国展開についての御説明をお願いいたします。

○庄司課長 農林水産省農村振興局でございます。本日はよろしくお願ひします。

それでは、お手元に配付しました「農家レストランに係る国家戦略特区の全国展開について」という資料に沿って、御説明を申し上げたいと思います。

まずは、1ページをお開きください。農家レストランにつきましては、国家戦略特区におきまして、6次産業化の推進と、農家所得の増大等を目的としまして、一定の要件を満たすものを農業用施設と見なしまして、農用地区域に設置できるという特例を平成26年に措置をしております。

今般、その特例の活用事例につきまして検証を行いまして、その結果を踏まえて、特区の全国展開を検討しているというものでございます。

左側の下の茶色の枠の中を御覧ください。まず、要件でございますが、あくまでも農業の延長であるという観点から、要件を課しているということでございます。具体的には、まずは、農業者が設置をして管理をするものであることというのもと、農業者自身の生産する農畜産物、同一市町村内等で生産される農畜産物を主たる材料として提供するレストランであるということとしております。ここでの主たる材料というのは、重量、あるいは金額ベースで見て半分を御使用いただいているものだということにしてございます。

続いて、活用事例についての要件の充足状況とか波及効果の検証結果について説明したいと思いますが、その前に、2ページを御覧ください。2ページが、現在の特区の特例を用いた農家レストランの設置状況でございます。新潟市、東京圏、愛知県、養父市、関西圏、沖縄県の六つの特区におきまして、14の事業者が認定されておりまして、今までのところ11のレストランが開店しております。このうち、検証が可能となっているのは開店から1年間経過したものです。1年間やってみて要件を満たしているかどうかを判断しておりますので、1年経過したものが7店舗ございます。そのポンチ絵で言いますと、青色の枠で囲って写真が入っているものが検証の対象店舗になります。

また1ページに戻っていただきまして、左下の茶色い枠のところですけれども、要件・効果の検証というところでございます。先ほど御紹介しました7店舗につきまして検証を行っています。

まず、①としまして、要件の充足状況でございますが、これは自分が生産する、あるいは地域で生産される農産物の使用割合を見てみると、これはおおむね要件を充足しているということでございます。この「おおむね」というのは、実は1店舗がこの「過半」という要件に達していないところがあったわけですけれども、これは地域の生産者から供給される農産物の品質の関係で、一時的に過半要件を下回っているものでございますが、現在は市町村の指導のもとで速やかな条件充足が見込まれますので、問題ないのではないかと考えております。

それから、周辺の土地利用への支障とか乱開発の恐れも懸念されたわけですけれども、いずれの事例においてもこういうことはございませんでした。

それから、②効果の検証ですけれども、いずれも自己または地域の農業への一定の波及効果ですか、あるいは地域における雇用への波及効果が見られたということで、中身的には問題ないのではないかと考えられます。

右側の緑色の枠のほうを御覧いただきたいのですが、全国展開の方向性についてございます。まず、要件ですけれども、これは現行の特区の二つの要件がありますけれども、この要件と同じことで全国展開をしてはどうかと考えております。

それから、今後の検討方向ですけれども、現行では特区省令でレストランを農業用施設と見なして農振法の規定を適用しておりますが、今後は農振法の施行規則、省令に、農業用施設として直接規定することを検討しております。

なお、そこに括弧書きで若干書いてありますけれども、その際にイートインスペースの取扱いの明確化を行うことを検討しております。これはどういうことかと言いますと、現行の農振法施行規則におきましては、農業用施設として加工・販売施設が認められていますけれども、要は、売った物をその場で食べていただくというイートインスペースを設けることに関しましては、これは各市町村の判断ではございますが、消極的に解しております。今回、農家レストランを農業用施設に位置付けるに当たりまして、こういうイートインスペースも設置ができるように、省令上明確化してはどうかと考えております。

3ページを御覧ください。平成27年の地方分権の閣議決定でございます。平成26年に農家レストランの国家戦略特区の仕組みが出来まして、翌年に地方分権の関係で閣議決定をいたしております。「活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する」ということで、全国展開を検討せよという中身になっております。今回の全国展開は、この地方分権の閣議決定にも応えるものであると考えております。

私どもからの説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、委員の方々から御意見はございませんでしょうか。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 イートインというのは農家がなさるわけですよね。具体的にはどのようなものですか。御自分で加工した物を食べていただくということですか、それとも、例えば、トマトみたいなものを丸かじりするという感じなのですか。

○庄司課長 まずは、どういう施設かと言いますと、例えば、ハンバーガーショップに行くと、ハンバーガーを売っているカウンターがあって、食べるところが2階とかにございますよね。ああいう食べるスペースなのですけれども、農家が御自分で生産された農産物を、加工、販売までは現行でもできることになっていますので、その販売をする際に、販売してお持ち帰りいただくのはいいのですけれども、そういう物をその場で食べるような施設をあまり大面積で造ってしまいますと、そもそもそれは販売施設というよりも非常に大きなものになってしまいますので、現行では消極的な判断というか、なるべくそういうものはやめてくださいよという形でやっているのです。

ただ、今回は農家レストランという形で認めていくことになりますと、そういうものもバランス上認めていくのがいいのではないかということで、農家が生産した農産物だとか、あるいはアイスクリームとかの加工品などの作った物も食べるようなスペースまで認めたらどうかなというものでございます。

○安念委員 そうすると、今まで各市町村で消極的だったから、特に実例がこういうものとしてあるというところまではまだ行っていないということですね。

○庄司課長 ちょっと判断が分かれている部分だと思いますが、あまり積極的に認めているようなものではないというふうに考えております。

○安念委員 分かりました。ありがとうございました。

○八田座長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 今の続きですが、例えば、コンビニなんかでも、最近はそのお店で売っている物を食べるスペースを、カウンターみたいなものを造っていますよね。ああいうようなイメージだから、ウェイトレスはいないのですか。別にいても構わないのですか。ウェイトレスがいると完全に飲食店になりますよね。

○庄司課長 そうですね。現行は農家レストランという形で特別に特区のほうでやっていただいているので、通常の農振法の施設としてはそういうものはないのではないかと考えております。

○八代委員 いや、私が聞いているのは、農家レストランでしたらウェイトレスがいて当然なわけですよね。

○庄司課長 はい。

○八代委員 おっしゃる意味は農家レストランを認めたのだから、その範囲内であれば、特にレストランの手続は取らなくても、お店で売っている物をお客さんが勝手に食べることを助けるようなテーブルとか椅子を置いても構わないということですね。

○庄司課長 はい。そういうものでございます。

○八代委員 逆に言うと、それは今までいけなかつたのですね。

○庄司課長 今まであまり販売そのものというよりは、若干付加的な要素もあるので、大事な農振の用地ですので、なるべく制限的に解釈をされているのではないかと思います。

○八代委員 分かりました。

○八田座長 特区では、レストランが可能だったのだから、当然イートインも可能だと私は思っていたのですが、従来では特区でもテーブルを置いてするというのは少なかったということなのですか。

○庄司課長 特区はレストランだけですので、イートインの話は農振法の省令の話なのです。

○八田座長 特区のほうでは、レストランとして使えるわけですよね。

○庄司課長 ええ、特区のほうはそうだと思います。

○八田座長 今度の全国展開では、これまで特区でやってきたことと同じことができるわ

けではないのですか。

○庄司課長 特区はもちろんそのまま今と同じように全国展開しますし、それに加えてイートインスペース、今まで販売施設に付加するようなものについても解釈がきちんとできるように位置付けするということです。

○八田座長 と言うことは、従来は、特区の販売施設ではイートインは特には認められていなかったのですか。

○庄司課長 特区は販売ではなくてレストランだけなので、特区の適用をしてこれができるとかできないとかという話ではないのではないかと思います。

○安念委員 元々なかったということですね。

○八田座長 なるほど。しかし、あったとしてもレストランの一種として認められたはずではないですか。

○八代委員 付加サービスということですね。

○八田座長 特区のそのままの制度を全国展開するなら、ただそれだけでイートインも可能になるという話かなと思っていたのですが。

○八代委員 それにプラスアルファの規制緩和をやっていただいているということですね。つまり、アンバランスが生じるから。

○庄司課長 そうですね。特区のレストランを展開しますと、やはりこういうものも認めていかないとバランス上ちょっとということで、こちらについてもできるように明確化したいということでございます。

○八代委員 ですから、そういう意味では、全国展開プラスアルファということですね。

○庄司課長 そういう意味では、そういうことですね。

○八田座長 特区でイートインは実質的に認められていたが、正式には認められていなかったのかということですかね。

○八代委員 特区は全国展開すればなくなるわけですから、特区の中でもイートインは当然にできるわけです。

○八田座長 もちろんそうですけれども、従来はどうだったのでしょうかということです。

○八代委員 従来はダメだったのでしょうか。

○八田座長 要するにレストランはいいけれども。

○佐藤課長補佐 従来のレストランはないです。

○庄司課長 従来はレストランだけなので。

○八田座長 特区でレストランはありましたよね。

○佐藤課長補佐 ありました。

○八田座長 しかし、特区の中で、物品を売るところでのイートインは正式には認めてこなかったということですね。

○佐藤課長補佐 特区ではなくて、今までの従来の制度の中には、例えば、その格好としてジェラートとかを提供する、トマトをジェラートにしたとか、果物をジェラートにした

とか、そういうジェラートを提供する加工施設の中にイートインスペースというのは基本的には認めていないというか、その運用は厳しかったのです。それをこれまでの施設にあってもできるように明確化したということです。

○八田座長 それは、特区外でですね。

○佐藤課長補佐 特区外です。

○八田座長 それは分かりました。しかし、しつこくて申し訳ありませんが、これだけ確認したいのです。まず、特区内では、レストランはオーケーだった。

○庄司課長 特区内ではレストランはオーケーです。

○八田座長 だから、特区内で、ただジェラートや何かを売るところでテーブルや何かを用意しても良かったわけですね。

○蓮井参事官 すみません。よろしいですか。

○八田座長 どうぞ。

○蓮井参事官 簡単に整理しますと、特区だとレストランはいいですねと。特区でなかつた場合には、レストランがダメだったのが今度はできるようになりますねと。今までではそれと合わせてイートインスペース、つまり、今おっしゃったように加工施設の中に一部食べられるようなスペースを置くことはこれからよくなるわけですが、特区のときであれば既にレストランもできたのであるから、ということは、今これからやろうとしていることと同じような意味で、特区で認められた部分については、加工用施設内でジェラートみたいな物を食べるイートインのスペースは置いていたという実態はあったのかということの御質問だと思うのです。

○渡邊企画官 あります。

○蓮井参事官 ございますか。

○佐藤課長補佐 あります。

○八田座長 そうすると、イートインをレストランと見なしていたわけですね。

○佐藤課長補佐 そうです。

○八田座長 そうすると、今回もただ全国展開するだけならばレストランがあるので自動的なわけですよね。わざわざイートインと言わなくても。

○庄司課長 そういうことですね。

○蓮井参事官 ただ、イートインスペースということの意味はおそらく先ほどあったように、加工施設のところに一部の食べられるようなスペースというか椅子とかを置いていても、それで問題ないよということが明確になるということですね。

○八田座長 従来は特区の中では、それはレストランとして分類していたということですね。

○蓮井参事官 そこはそういうことでよろしいですかね。

○安念委員 分類してもいなかつたのではないですか。事実あったという程度のことなのではないかと思います。

○蓮井参事官 ただ、おそらくそれは先ほど八田座長がおっしゃったように、要するにレストランがある以上は、イートインスペースだけを加工施設であっても置かないという整理も中々しにくいというお話で、今そういう整理をされたと思うのですけれども、そういうことがおそらく既に起きていたのではないかと思われるということですよね。

○八田座長 なるほど。これまでのお話をまとめると、

第1に、従来、特区の内外を問わず、イートインスペースは消極的に認めてきた。

第2に、特区内のイートインスペースはレストランと分類し得るが、そう明確に述べてきたわけではない。

第3に、今回全国展開する機会に、イートインスペースが可能であることを念のために明確化することにしたということですね。

○庄司課長 そうですね。判断が違うと現場で混乱しますので。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○蓮井参事官 ここで一応スケジュールだけ念のため事務局で確認させていただきたいのですけれども、年度内にこれの省令の改正をされるという感じでよろしうございましょうか。

○庄司課長 はい。来月に特区の諮問会議があるように伺っていますので、そこに御報告した上で、一応年度内に省令改正を施行する形にしたいと思っています。

○八田座長 これは全国展開の素晴らしいケースだと思います。

どうもありがとうございました。